

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
①前田道路株式会社	東京都品川区大崎 1-11-3	1-002313
②東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木 7-3-7	1-003226 1-004037
③鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽 1-7-27	1-002400 5-001122
④世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園 2-9-3	1-001962
⑤日本道路株式会社	東京都港区新橋 1-6-5	1-002770
⑥大林道路株式会社	東京都千代田区猿楽町 2-8-8	1-002523

## 2 指名停止措置期間

1に掲げる者のうち、①及び② 平成28年10月26日～平成29年10月25日 (12か月間)

1に掲げる者のうち、③から⑥ 平成28年10月26日～平成29年4月25日 (6か月間)

(※ 入札参加資格を有しない大成ロテック株式会社(東京都新宿区西新宿八丁目17番1号)及び株式会社NIPPO(東京都中央区八重洲一丁目2番16号)は指名停止措置の対象ではないが、今後、有資格者となった場合、この指名停止期間の始期から大成ロテック株式会社は12か月、株式会社NIPPOは6か月の指名停止措置をそれぞれ行う。)

## 3 指名停止措置の適用範囲

常陸太田市が発注する工事等

## 4 事実概要

1に掲げる者は、別紙記載の者は、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する県内の工事を含む東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者であったが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月21日、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を受けた。

## 5 指名停止理由

1に掲げる者は、公正取引委員会から独占禁止法3条の違反業者とされており、「常陸太田市建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成2年3月30日付け告示第21号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第6号に該当すると認められる。

なお、1に掲げる者のうち、③から⑥の業者については、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、指名停止措置要領第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。

## &lt;指名停止措置要領別表第2&gt;

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 県内における工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(4号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から12か月以上18か月以内

## 問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係  
茨城県常陸太田市金井町3690  
電話 0294-72-3111